

○福岡県田川地区消防組合職員の給料の特別調整額の支給に関する規則

〔昭和 56 年 4 月 13 日〕
規則 第 3 号

改正	昭和 56 年 10 月 1 日規則第 12 号	昭和 61 年 3 月 13 日規則第 3 号
	平成 15 年 4 月 1 日組合規則第 5 号	平成 17 年 8 月 25 日組合規則第 6 号
	平成 18 年 3 月 20 日組合規則第 4 号	平成 19 年 3 月 27 日組合規則第 8 号
	平成 20 年 4 月 1 日組合規則第 4 号	平成 21 年 3 月 26 日組合規則第 5 号
	平成 24 年 3 月 30 日組合規則第 2 号	平成 29 年 3 月 1 日組合規則第 1 号

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、給料の特別調整額（以下「特別調整額」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める職員は、別表左欄に掲げる職に在る者とする。

2 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める給料の特別調整額は、別表の職の欄の区分に応じ、支給額の欄に定める額とする。

3 特別調整額の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって、次の各号の一に該当する場合は、特別調整額を支給しないものとする。

(1) 外国に出張した場合

(2) 勤務しなかつた場合（公務上の負傷又は疾病による場合を除く。）

4 職員が、特別調整額の支給を受けることができる職を兼ねたときは、その兼ねた職については、特別調整額を支給しないものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 48 年規則第 7 号は、本規則施行と同時に廃止する。

3 他の地方公共団体から派遣された職員で、管理者から公務遂行上管内に居住することを命ぜられた消防長に対する支給割合は、別表にかかわらず 100 分の 16 とすることができる。

4 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定に基づいて支給された特別調整額は、改正後の規則の規定による特別調整額の内払いとみなす。

附 則（昭和 56 年規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年規則第 3 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 5 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年組合規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年組合規則第 4 条）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

附 則 (平成 19 年組合規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡県田川地区消防組合職員の特別調整額の支給に関する規則第 2 条第 2 項に規定する別表の支給月額欄に定める額は、平成 21 年 3 月 31 日までの間、同条の規定にかかわらず、「77,400 円」を「61,900 円」に、「62,300 円」を「49,800 円」に、「51,900 円」を「41,500 円」に読み替えるものとする。

(福岡県田川地区消防組合職員の給料の特別調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 福岡県田川地区消防組合職員の給料の特別調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附 則 (平成 20 年組合規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年組合規則第 5 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(福岡県田川地区消防組合職員の給料の特別調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則 (平成 21 年組合規則第 5 号) の一部改正)

第 2 条第 2 項に規定する別表の支給額の欄に定める額は、平成 25 年 3 月 31 日までの間、同条の規定にかかわらず当該額に 100 分の 95 を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年組合規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

職	支給額 (給料支給月額)
消 防 長	100 分の 17
次 長 及 び 署 長	100 分の 14
課長、副署長、参事及び主幹	100 分の 12
課 長 補 佐 及 び 中 隊 長	100 分の 10